

## 再生可能エネルギー電気の固定買取価格等について

## —調達価格等算定委員会が答申—

2012.5.2

農林中金総合研究所

理事研究員 渡部 喜智

## 1 再生エネ電気の拡大インセンティブを高める買取価格案

今年7月1日に「再生可能エネルギー特別措置法」が完全施行され、同法に基づく再生可能エネルギー電源による電気(以下「再生エネ電気」)の長期・固定買取制度が始まる。その買取価格など制度実施のための審議が、同法が定める調達価格等算定委員会(委員5人で国会同意人事、以下「算定委員会」)で進められ、4月27日に算定委員会案が提出された。経産大臣への提出を経て、政省令としてパブリックコメント(意見公募)に付され、遅くとも6月はじめごろには正式決定になると思われる。

算定委員会案は第1表のとおりである。

まず、原発事故前、再生エネ特別措置法の法案作成過程での買取価格の論議を見よう。経産省が設置した「再生可能エネルギーの全量買取に関するプロジェクトチーム」(2010年7月23日)が示した買取価格の水準は、太陽光発電以外では15~20円/kWhであった。また、総合資源エネルギー調査会 新エネルギー部会・電気事業分科会 買取制度小委員会の報告書(11年2月18日)でも、太陽光発電以外の電源における買取価格のベースラインは20円/kWhとされていた。このような価格水準の考えを見ると、原発事故前における再生エネ電気導入へのインセンティブの低さを

第1表 長期・固定買取価格の調達価格等算定委員会案

電源	買取区分 (規模ないし燃料源)	買取価格 Kwh当たり(税抜)	買取期間	想定 利潤率 (IRR)	(参考)内閣府・コスト 等検証委員会 Kwh当たり(税抜)
太陽光	10kW以上	40円	20年	税前6%	30.1~45.8円 10年
	10kW未満	42円	10年	税前3.2%	
風力	20kW以上	22円	20年	税前8%	陸上風力: 9.9~17.3円
	20kW未満	55円	20年	税前1.8%	
地熱	1.5万kW以上	26円	15年	税前13%	9.2~11.6円
	1.5万kW未満	40円	15年		
中小水力	1,000kW以上 30,000kW未満	24円	20年	税前7%	19.1~22.0円
	200kW以上 1,000kW未満	29円			
	200kW未満	34円			
木質 バイオマス	固形燃料燃焼 (未利用木材)	32円	20年	税前8%	石炭混焼: 17.4~ 未利用間伐材専焼: 32.2円
	一般木材	24円		税前4%	
	リサイクル木材	13円		税前4%	

資料 調達価格等算定委員会(第7回)資料から作成

(注) バイオマスの中の「ガス化(下水汚泥、家畜糞尿)」と「固形燃料燃焼(一般廃棄物、下水汚泥)」は表中より除外。

示唆している。

一方、原発事故後に、新たなエネルギーベストミックスの検討を行うべく国家戦略室が設置したコスト等検証委員会において、原発を含めた各電源の発電コスト等について「網羅的に、かつ整合性を持った客観的なデータの提供を行うため」の作業が行われた。第1表の右欄に示されるのが、その報告書のコスト試算データであり、算定委員会の審議でも参照・活用された。

算定委員会は、多岐にわたる電源の再生エネ電気発電事業者からの丁寧なヒアリングに基づき、区分けをきめ細かく行い、区分された発電方式のコストの実情を参照した上で、買取価格案を決定した。買取価格案の水準に関しては、発電事業者サイドの要望の取り入れ方に批判の論調も散見されるが、再生エネ電気をエネルギー安定供給の基軸の一つとするため、その導入を後押しするに足る価格水準を設定したという捉え方が出来よう。

## 2 幾つかの課題と既存設備への固定買取制適用の報道

一方、今後の課題も見えてくる。ここでは、3点をとりあげたい。

制度当初の3年間は導入促進をはかることが再生エネ特別措置法・附則にも明記されており、3年間は高めの価格設定になる。しかし、当初3年の導入を加速するだけでなく、その後も長期的・継続的に再生エネ発電の拡大を支援する必要がある。その場合、発電事業者の経営努力による発電コストの低減化を求めたとしても、需要サイドの負担は増えることになる。したがって、一般消費者など需要サイドで利用者負担への理解を深めてもらうことが重要となる。その際には、エコポイント制など節電への支援策や多様な電力利用形態に合わせた料金メニュー選択促進も実施されるべきだろう。

買取価格が高くなれば付加料金（サーチャージ）も高くなる可能性があるが、電力多消費型の需要者への配慮のほか、農林漁業者を含む中小企業者、あるいは受取報酬が法定されている医療・福祉関連施設などへの料金軽減をきめ細かく適用することが必要だ。

発電コストの上昇リスクへの対応も課題である。太陽光発電を代表に導入拡大がコスト低減化につながる可能性がある電源がある反面、木質バイオマスを代表に燃料コスト上昇が懸念される電源もある。木質バイオマス発電が拡大すれば、未利用間伐材と廃材を問わず、その燃料源の確保競争が強まる懸念がある。木質バイオマス発電では燃料供給の支援策が不可欠であり、未利用材の活用増大がはかられることは地域振興の効果も大きい。

また、どのような地点・ポイントで電力会社が電力買取りを行ってくれるのか、いわゆる電力会社の「電力線系統への接続」の違いにより、発電事業者の設備投資コストは変わる。電力線系統への接続の透明性の確保や、一定までの費用について一次的に電力会社が負担することをルール化することは、課題と思われる。

なお、7月に始まる長期・固定価格買取制度では、既存の再生エネ電気の発電設備は対象となっていない。同じ再生エネ電気を発電しているながら、法の施行日を基準にした新設、既存の間の差別的な制度対応は政策の趣旨に照らし合理的か、筆者は疑問であると考えてきた。既存の再生エネ発電設備も固定買取制度の対象とすることを経済産業省が検討しているとの報道もあったが、過去に受けた補助金により買取価格に一定の差異は生じるかもしれないが、すべての再生エネ電気の発電設備が、制度対象となるように制度改正をはかるべきだろう。

(わたなべ のぶとも)